免許・資格について

資格や免許は、単にスキルアップのためだけではなく、就職にも有利であなたの夢を確かなものにします。果敢にチャレンジしましょう!

本学科各コースで取得することができる免許や多くの各種資格は以下の一覧表のようになっています。みなさんが所属するコースや関係する職業に関連するライセンスについて十分に理解しておいてください。

栄　養　士	介護福祉士 （国家試験受験資格･経過措置あり）	保　育　士
栄養に関する知識をもとに、個人または集団に対して栄養の管理と指導を行います。バランスのよい食生活のために「給食」という形で栄養を管理したり、必要な知識の啓蒙や食生活改善のための栄養指導を行ったりする仕事です。	介護についての専門知識と技術を駆使して、心身に障がいや困難を持つ人たちに、それぞれの状況に応じた援助を提供する「介護のスペシャリスト」です。日常生活に必要な援助を行うほか、本人や家族に対して福祉や介護に関するさまざまな情報提供も行います。	0歳から就学前の子どもを対象に、遊びや集団生活を通して健やかな心と身体を育むための支援をします。保護者への子育てに関するアドバイスも重要な仕事の一つです。

幼稚園教諭二種免許状	レクリエーション･インストラクター資格
人格形成の基礎としてきわめて重要な幼児期の教育･保育にあたる専門家。幼児にとってはじめての集団生活のなかで最初に出会う先生として、一人ひとりの個性を伸ばしながら社会性と自立の力を育んでいきます。	人間の基本的欲求のひとつであるレクリエーションを多くの人が楽しめるよう、その活動を支援し、レクリエーションに必要な環境整備を推進するための総合的な援助を行います。

日本赤十字社救急法救急員	准学校心理士	社会福祉主事任用資格
介護の現場においても、また学校保健の現場においても必要とされる救急時の対応について日本赤十字社の教本に沿って学び、専門知識と技術を身につけます。	「学校心理学」の知識と技能を持ち、学校園で起こるさまざまな問題について、子ども自身、子どもを取り巻く保護者や教員･保育者、学校園に対して、心理教育的サービスを行う「学校心理士」に準ずる資格です。	各都道府県や市町村に設置された福祉関連事務所（福祉事務所や児童相談所など）で、保護を必要とする人たちの相談･指導･援助業務を行います。福祉施設職員等の資格にも準用されており、福祉の需要が高まるなか重要な業務のひとつといえます。

幼稚園･保育園のための リトミック指導資格2級	プレゼンテーション実務士
（特定非営利活動法人リトミック研究センター認定）リトミックとは、子どもたちが音楽に合わせて楽しく体を動かしながら「情操教育（心の教育･人間教育･自立心）」、「音感教育（音感･リズム感･拍子感･音楽の楽しさなど音楽の基礎）」、「生活習慣（言語･数･感覚）」を自然に身に付けられるよう開発された教育法で、多くの幼稚園、保育園で取り入れられています。	第3者に対して、自分の意見や考えなどを要領良く、具体的かつ魅力的に伝えるプレゼンテーションができるようになるための公的資格。イベント開発や広報業務などに必要なスキルを修得します。

子ども発達支援士（基礎）	（国内）旅程管理主任者	国内旅行業務取扱管理者
発達障がい等のある子どもの支援ができる保育士･幼稚園教諭の養成に必要な、所定のカリキュラムを履修することで取得できる大学コンソーシアム佐賀が認定する資格です。	国内の団体旅行の主任添乗員を務めるのに必須の資格。旅行計画に従いツアーが安全かつ円滑に運行されるよう各種機関との調整や対応を行います。最終的には現場での実務経験も必要。	旅行業務取扱管理者は、旅行業務唯一の国家資格であり、旅の企画立案や取引･実施にまつわる幅広い業務を扱うことができる旅のエキスパートです。取り扱える業務の範囲によって2種類（海外･国内の総合、国内のみ）あり、本資格は国内旅行を取り扱います。

初級リフレクソロジスト資格	ITパスポート
リフレクソロジーとは、足の裏や手のひらに刺激を与え、対応する各器官を活性化させ、デトックスと自然治癒力を高める「癒しのテクニック」です。（NPO法人ロイヤルセラピスト協会認定）福祉現場等で実用できるリフレクソロジーの基本テクニックを身につけます。	ITを利活用するすべての社会人･これから社会人となる学生が備えておくべきITに関する基礎的な知識が証明できる国家資格です。試験では、新しい技術（AI、ビッグデータ、IoTなど）や新しい手法（アジャイルなど）の概要に関する知識をはじめ、経営全般（経営戦略、マーケティング、財務、法務など）の知識、IT（セキュリティ、ネットワークなど）の知識、プロジェクトマネジメントの知識など幅広い分野の総合的知識が問われます。

食育アドバイザー（本学認定）	スイーツクリエーター（本学認定）	介護予防支援員（本学認定）
食材についての基本的知識をはじめ、食の安全性や食文化についての知識を修得。確かな情報の選択能力や食事を通したコミュニケーション能力を身につけることで、命の大切さや健康について食の面からアドバイスできる資格です。	製菓の理論と基礎技術を修得し、栄養士の視点から栄養価やアレルギーを考えた健康志向のお菓子作りができるようになります。保育園や福祉施設などでのおやつ作りに活かせる資格です。	介護予防の知識・技術を修得した介護予防支援のスペシャリストとして、高齢者や障がい者の生活全体を見渡し、自立を支援します。介護予防の即戦力として活躍できる認定の資格です。
おもてなしコーディネーター（多文化）（本学認定）	**おもてなしコーディネーター（食文化）（本学認定）**	**アートマネージャー（初級）（本学認定）**
海外や日本文化、異文化交流の学びから他者との考え方や習慣の違いなどに対する相互理解・調整力を修得し、地域の人々の生活を様々な角度から支援し支えるための資格です。	料理の美味しさを演出するための基本的知識や技術を修得し、栄養士の視点から各国の特色ある料理をホスピタリティの心をもってコーディネイトできる資格です。	クリニカルアート（臨床美術）の理論学習やワークショップ、日本や海外の幅広いアートを学ぶことを通してグローバルな感覚を身に就け、どのような職場においてもダイバーシティー的な感性で人的・物的環境をマネジメントするための資格です。

学　科　名	入学定員	選択コース	取得免許資格
全学科共通			ITパスポート
			日本商工会議所PC検定(文書作成)　2・3級(公的資格)＊1
			日本商工会議所PC検定(データ活用)　3級(公的資格)＊1
			社会福祉主事任用資格(任用資格)
			アートマネージャー（初級）（本学認定）
地域生活支援学科	100名	食健康コース	栄養士(国家免許)
			食育アドバイザー(本学認定)
			スイーツクリエーター(本学認定)
			おもてなしコーディネーター（食文化）(本学認定)
			健康管理能力検定2級（日本成人病予防協会）
		介護福祉コース	介護福祉士(国家試験受験資格、経過措置あり)
			介護予防支援員(本学認定)
			日本赤十字社救急法救急員(公的認定資格)
			レクリエーション・インストラクター資格(協会認定)
			初級リフレクソロジスト資格(協会認定)
		多文化コース	プレゼンテーション実務士(協会認定)
			ITパスポート試験（国家資格）
			(国内)旅程管理主任者(ツアーコンダクター:公的資格)
			国内旅行業務取扱管理者（国家資格）
			おもてなしコーディネーター（多文化）(本学認定)
幼児保育学科	80名		保育士
			幼稚園教諭二種免許状
			レクリエーション・インストラクター
			幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級
			子ども発達支援士（基礎）
			准学校心理士

＊1　担当学科での支援資格ですので、主催する各団体・協会などが認定した資格試験を受験して合格することが必要です。

●日商PC検定（文書作成）3級

指示に従い、ビジネス文書の雛形や既存文書をもとに、ワードプロセッサソフトウェアを用い正確かつ迅速にビジネス文書を作成することができる能力を日本商工会議所が認定する資格です。

●日商PC検定（文書作成）2級

与えられた情報を整理・分析し、さらに参考となる文書などを選択・利用することによって、状況に応じた適切なビジネス文書や資料などをワードプロセッサソフトウェアを用いて作成することができる能力を日本商工会議所が認定する資格です。

●日商PC検定（データ活用）3級

表計算ソフトウェアを用い、指示に従って正確かつ迅速に業務データベースを作成し、集計・分類・並べ替え・各種計算・グラフの作成などができる能力を日本商工会議所が認定する資格です。

01 実習について

各免許や資格を取得するためには、学内にある学習施設だけではなく、学外の関連するいろいろな施設での実習が必要となります。実習を行うときに必要な基礎的専門知識や、資格の取得活動に取り組む熱意と姿勢を持たないまま実習に参加することは、実習先の施設に失礼になるだけではなく、迷惑をかけることにもなります。また、目的意識のないままこのような実習活動を続けることは、みなさん自身にとっても大変つらいものになってしまいます。

そこで、本学では各学科で以下に示すような実習参加基準を設け、みなさんが本当に各実習に参加して最後まできちんと学習をやりとおすことができるかどうかを事前に判断しています。 この基準規定をクリアするためには、各実習に出る前に行われている学内でのいろいろな授業内容の理解と、人間として何事にも一生懸命に取り組むという姿勢が大切だということをまず理解しておいてください。

02 実習参加基準

1 地域生活支援学科食健康コース

❶給食管理実習Ⅱ

1)“栄養士養成のための必修科目”について、それぞれの授業回数の中その3分の2以上をきちんと出席していること。
2) その他の理由で、参加が不適当と思われる者については、十分検討して決定する。

① 全員参加が原則となっています。
② 実習施設に対する依頼時期の関係から、1年次生の後期学期までの成績となっています。ただし、指定された授業教科目で、もし失格があっても、2年次生の後期学期までに単位の取得について見込みがある場合は参加することができます。
③ 原則として、実習は期間内に行います。

西九州大学短期大学部給食管理実習Ⅱに関する履修内規

（趣旨）
第1条　この内規は、給食管理実習Ⅱ（以下、「実習」という。）に関して必要な事項を定める。
（資格）
第2条　実習を行うものは、以下の各号に示す基準をすべて満たしていなければならない。
（1）　当該実習時までに開講されている栄養士養成のための必修科目の3分の2以上の出席をしていること
（2）　1年次終了時のGPA値が1.5以上であること。ただし、GPA値が1.5未満であっても学修指導を行い、改善がみられた場合は、実習に参加させることがある。
（3）　当該実習に関する書類を、所定の期日までに提出し、合格していること
（実習の許可）
第3条　前条の規定を満たす者は、地域生活支援学科会議にて承認を得られれば、実習を行うことが許可される。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、実習を許可しない。
（1）　実習年度期の学費および課程費を納入していない者
（2）　再履修者は、再実習費を納入していない者
（3）　地域生活支援学科会議で、本人の素行（生活態度、学習態度等）において実習を行うに不適当とみなした者
（単位の認定および成績の評価）
第4条　実習における単位の認定および成績の評価表示は、西九州大学短期大学部学則第24条および第25条の規定を準用する。
2　前項の判定において不合格となった場合の再履修については、第2条の定めるところによる。

附　則　（令和2年1月8日）
この内規は、令和2年4月1日から施行する。

2 地域生活支援学科介護福祉コース



❶介護実習Ⅰ

1) 心身の状態が良好であること。
2) 介護福祉士養成のための指定科目（学則で規定されている科目）の授業に、介護実習前の授業回数の2/3以上出席していること。その他に、「介護総合演習」の授業については、提出物の期限がきちんと守られていること、欠席した授業について教員からの指導をきちんと受けたことを条件とする。
3) その他の理由で参加が不適当と思われる学生については、学科で十分検討して決定する。

❷介護実習Ⅱ

1)、2)、3) は介護実習Ⅰと同じ条件
4) 1年次生の時の成績で、介護福祉士養成のための指定科目（学則に規定されている科目）について、原則としてすべて合格していること。

西九州大学短期大学部介護実習に関する履修内規

（趣旨）

第1条　この内規は、介護実習Ⅰ、介護実習Ⅱ（以下、「実習」という。）に関して必要な事項を定める。

（資格）

第2条　実習を行うものは、以下の各号に示す基準をすべて満たしていなければならない。

（1）　開講された介護福祉士養成のための指定科目に対する出席時間数が開講時間数の3分の2を満たしていること。

（2）　前号の規程にかかわらず、介護実習については、出席時間数が開講時間数の5分の4以上に満たない者については、単位の認定を行わない。

（3）　1年次終了時のGPA値が2.0以上であること。ただし、GPA値が2.0未満であっても学修指導を行い、改善がみられた場合は、実習に参加させることがある。

（4）　当該実習に関する書類や提出物を、所定の期日までに提出し、合格していること

（5）　介護実習Ⅱを履修する者は、1年次終了時に介護福祉士養成のための指定科目を原則として、修得していること。

（実習の許可）

第3条　前条の規定を満たす者は、地域生活支援学科会議にて承認を得られれば、実習を行うことが許可される。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、実習を許可しない。

（1）　実習年度期の学費および課程費を納入していない者

（2）　再履修者は、再実習費を納入していない者

（3）　地域生活支援学科会議で、本人の素行（生活態度、学習態度等）において実習を行うに不適当とみなした者

（単位の認定および成績の評価）

第4条　実習における単位の認定および成績の評価表示は、西九州大学短期大学部学則第24条および第25条の規定を準用する。

2　前項の判定において不合格となった場合の再履修については、第2条の定めるところによる。

附　則　（令和2年1月8日）

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附　則　（令和2年5月13日）

この内規は、令和2年5月13から施行し、令和2年4月1日から適用する。

③ 幼児保育学科

学科の定める判定基準に沿って、実習への参加を実習担当教員と幼児保育学科にて協議の上、判定する。

※教育実習指導、保育実習指導の受講において、出席の状況、受講時の態度などが良くない場合は、学外の実習に参加できるかどうかの判断を学科で検討して決定する。

西九州大学短期大学部保育実習に関する履修内規

（趣　旨）

第1条　この内規は、保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱおよび保育実習Ⅲ（以下、「実習」という。）に関して必要な事項を定める。

（資　格）

第2条　実習を行うものは、以下の各号に示す基準をすべて満たしていなければならない。

（1）　当該実習時までに開講されている保育士資格取得科目の3分の2以上の出席をしていること

（2）　当該実習までに開講された保育実習指導は、原則として全て出席し、且つ、受講態度が良好であること

（3）　当該実習に関する書類を、所定の期日までに提出し、合格していること

（4）　保育実習Ⅱまたは保育実習Ⅲを履修する者は、保育実習Ⅰの単位を取得していること

（5）　1年次終了時のGPA値が1.4以上であること。ただし、GPA値が1.4未満であっても学修指導を行い、改善がみられた場合は、実習に参加させることがある。

（保育実習の許可）

第3条　前条の規定を満たす者は、幼児保育学科会議にて承認を得られれば、実習を行うことが許可される。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、実習を許可しない。

（1）　実習年度期の学費および課程費を納入していない者

（2）　再履修者は、再実習費を納入していない者

（3）　幼児保育学科会議で、本人の素行（生活態度、学習態度等）において実習を行うに不適当とみなした者

（単位の認定および成績の評価）
第4条　実習における単位の認定および成績の評価表示は、西九州大学短期大学部学則第24条および第25条の規定を準用する。
2　前項の判定において不合格となった場合の再履修については、第2条の定めるところによる。

附　則（平成30年４月４日）
この内規は、平成30年4月1日から施行する。
附　則（令和２年２月５日）
この内規は、令和2年4月1日から施行する。

西九州大学短期大学部幼稚園教育実習に関する履修内規

（趣　旨）
第1条　この内規は、教育実習Iおよび教育実習Ⅱ（以下、「実習」という。）に関して必要な事項を定める。
（資　格）
第2条　実習を行うものは、以下の各号に示す基準をすべて満たしていなければならない。
（1）　当該実習時までに開講されている幼稚園教諭免許状取得科目の3分の2以上の出席をしていること
（2）　当該実習時までに開講された教育実習指導は、原則として全て出席し、且つ、受講態度が良好であること
（3）　当該実習に関する書類を、所定の期日までに提出し、合格していること
（4）　教育実習Ⅱを履修する者は、教育実習Iの単位を取得していること
（5）　1年次終了時のGPA値が1.4以上であること。ただし、GPA値が1.4未満であっても学修指導を行い、改善がみられた場合は、実習に参加させることがある。
（教育実習の許可）
第3条　前条の規定を満たす者は、教職課程委員会の議を経て、幼児保育学科会議にて承認を得られれば、実習を行うことが許可される。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は、実習を許可しない。
（1）　実習年度期の学費および課程費を納入していない者
（2）　再履修者は、再実習費を納入していない者
（3）　幼児保育学科会議で、本人の素行（生活態度、学習態度等）において実習を行うに不適当とみなした者
（単位の認定および成績の評価）
第4条　実習における単位の認定および成績の評価表示は、西九州大学短期大学部学則第24条および第25条の規定を準用する。
2　前項の判定において不合格となった場合の再履修については、第2条の定めるところによる。

附　則（平成30年４月４日）
1　この内規は、平成30年4月1日から施行する。
2　教育実習Ⅱ（学外幼稚園実習）参加判定基準（内規）（平成24年2月8日施行）は平成30年3月31日付で廃止する。
附　則（令和２年２月５日）
この内規は、令和2年4月1日から施行する。

03 教職課程について

❶本学で履修できる教育職員免許状

学 科 名	
幼児保育学科	幼稚園教諭二種免許状

※上記教職員免許状の履修は科目等履修生にも適用されます。

❷免許状取得のための基礎資格と最低履修単位数

所要資格 / 免許状の取得	基　礎　資　格
幼二種	短期大学士の学位を有すること

❸教科・教職に関する科目について

1.幼稚園教諭二種免許状

幼児保育学科

幼児保育学科に入学した学生は、幼稚園教諭二種免許状に係るカリキュラムを履修します。

必要単位 （62単位以上）	●一般教育科目 ……12単位以上 体育・外国語以外（うち、日本国憲法2単位は必修）……8単位以上 外国語・体育 ……各2単位以上 ●専門教育科目 ……50単位以上 （うち、下記の31単位を含む。・情報リテラシーⅠ・Ⅱは必修）				
	免許施行規則に定める科目区分			**本学授業科目**	**単位数**
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康	12	幼児と健康	1
		人間関係		幼児と人間関係	1
		環境			
		言葉		幼児と言葉	1
		表現		幼児と音楽表現	1
				幼児と造形表現	1
	領域に関する専門的事項を1以上の科目について修得			**5単位修得**	
	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)			保育内容総論	2
				保育内容（健康）の理論と方法	2
				保育内容(人間関係)の理論と方法	2
				保育内容(環境)の理論と方法	2
				保育内容(言葉)の理論と方法	2
				保育内容（音楽表現）の理論と方法	2
				保育内容（造形表現）の理論と方法	2
				保育内容（リズム表現）の理論と方法	2
				16単位修得	
	12単位以上修得			**21単位修得**	
教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		6	教育総論　※1	2
	教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)			教育・保育者論	2
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			発達心理学	2
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別な教育的ニーズの理解とその支援（障害児保育）	2
	教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)				
	6単位以上修得			**8単位必修**	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)		4	教育課程・方法論　※2	2
	幼児理解の理論及び方法			子ども理解と教育相談	2
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論および方法				
	4単位以上修得			**4単位必修**	
教育実践に関する科目	教育実習		5	教育実習指導	1
				教育実習Ⅰ	2
				教育実習Ⅱ	2
	学校体験活動				
	教職実践演習		2	保育・教職実践演習(幼)	2
	7単位以上修得			**7単位必修**	
大学が独自に設定する科目	**2単位以上修得**			子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅰ※3	1
				子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅱ	1
				音楽の基礎	1
				最低修得単位を超えて修得した「領域及び保育内容の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」について、併せて2単位以上を修得	
				1単位必修	

※1　教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)を含む。
※2　教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)を含む。
※3　「子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅰ」は必修科目です。

04 栄養士免許取得について〈地域生活支援学科食健康コース〉

1. 栄養士免許資格を得ようとする者は、学則第30条によるほか、栄養士法施行令及び栄養士法施行規則に定める所要単位を修得しなければなりません。（学則第32条3項）
2. 栄養士養成施設指導要領の改正（平成5年11月22日付健医発第1255号）により、規定単位数を履修せずに本学を卒業し、後になって本学において不足単位を補った場合は栄養士免許の取得資格を生じます。
3. 資格取得に必要な授業科目及び単位数は次のとおりです。

※食健康コースの学生で、「栄養士」の免許を取得しようとする者は、学則の卒業要件に規定される学科並びに当コース必修科目群(共通教育及び専門教育)と上記当該資格の取得に係る指定科目の単位全てを修得しなければなりません。(総計=69単位)

西九州大学短期大学部栄養士養成に関する規程

（目的）
第1条　この規程は、西九州大学短期大学部学則第3条第2項及び第32条第3項の規定に基づき、地域生活支援学科食健康コース（以下「本コース」という。）の栄養士養成に必要な事項を定めることを目的とする。

（定員及び学級数）
第2条　本コースの入学定員は40名（1学級）とし、収容定員は80名とする。

（入学及びコース選考）
第3条　本コースに入学することができる者は、学則第9条に定めるところによる。
2　本コースへの選考は、学則第11条の定めるところにより選考を行う。

（施行規則に定める教育科目と授業）
第4条　栄養士法施行規則に定める栄養士養成に必要な授業科目は別表のとおりとする。

（栄養士養成課程修了の認定）
第5条　栄養士の資格（課程修了の認定）は、学則第32条第3項に定めるところによる。

附　則　（平成28年8月8日）
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附　則　（令和元年8月7日）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日に在学する者及び令和2年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については改正後の第1条及び第2条にかかわらず、なお従前の例による。

別表　栄養士免許に係る授業科目及び単位数（地域生活支援学科食健康コース　栄養士養成に関する規程第４条）

	教育内容	規定単位数		授業科目	規定単位数		備 考
		講義又は演習	実験又は実習		講義又は演習	実験又は実習	
専門教育科目	社会生活と健康	4	4	公衆衛生学	2		
				健康福祉概論	2		
	人体の構造と機能	8		解剖生理学	2		
				解剖生理学実験		1	
				生化学	2		
				生化学実験		1	
				病態生理学	2		
				運動生理学	2		
	食品と衛生	6		食品学Ⅰ	2		
				食品学実験		1	
				食品学Ⅱ（食品加工学を含む）	2		
				食品衛生学	2		
				食品衛生学実験		1	
	栄養と健康	8	10	基礎栄養学	2		
				栄養学実習		1	
				ライフステージ別栄養学	2		
				ライフステージ別栄養学実習		1	
				病態栄養学	2		
				臨床栄養学	2		
				臨床栄養学実習		1	
	栄養の指導	6		栄養指導論Ⅰ	2		
				栄養指導論実習Ⅰ		1	
				栄養指導論Ⅱ	2		
				栄養指導論実習Ⅱ		1	
				公衆栄養学	2		
	給食の運営	4		給食経営管理論	2		
				給食管理実習Ⅰ		1	
				給食管理実習Ⅱ		1	
				調理学	2		
				調理実習（日本料理）		1	
				調理実習（西洋料理）		1	
				調理実習（中国料理）		1	
小　計		36	14	小　計	36	14	
合　計		50		合　計	50		

05 介護福祉士資格取得について〈地域生活支援学科　介護福祉コース〉

1. 介護福祉士資格を得ようとする者は、学則第30条によるほか、社会福祉士介護福祉士法に基づく養成施設等の指定基準によって、次の単位を修得しなければなりません。（学則第32条第4項）
2. 上記基準に規定する授業科目及び単位数は次のとおりです。
3. 教養科目は、3科目（あすなろう、共に学ぶあすなろう（キャリア）Ⅰ、共に学ぶあすなろう（キャリア）Ⅱ）4単位以上修得しなければなりません。
4. 専門科目は下記の表により修得しなければなりません。

※介護福祉コースの学生で、「介護福祉士」の受験資格を取得しようとする者は、学則の卒業要件に規定される学科並びに当コース必修科目群（共通教育及び専門教育）と上記当該資格の取得に係る指定科目の単位全てを修得しなければなりません。（総計＝93単位）

西九州大学短期大学部介護福祉士養成に関する規程

（目的）
第1条　この規程は、西九州大学短期大学部学則第3条第2項及び第32条第4項の規定に基づき、地域生活支援学科介護福祉コース（以下「本コース」という。）の介護福祉士養成（国家試験受験資格）に必要な事項を定めることを目的とする。

（定員及び学級数）
第2条　本コースの入学定員は40名（1学級）とし、収容定員は80名とする。

（入学及びコース選考）
第3条　本コースに入学することができる者は、学則第9条に定めるところによる。
2　本コースへの選考は、学則第11条の定めるところにより選考を行う。

（指定規則に定める教育科目と授業）
第4条　社会福祉士介護福祉士学校指定規則別表第4に定める教育内容に必要な授業科目は別表のとおりとする。
2　前項に規定する別表の介護の領域に係る授業は、本コース単独で行う。

（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）
第5条　別表に掲げる科目（介護の領域を除く）については、介護福祉士学校の設置及び運営に関する指針に基づき、他の大学等において修得したものを本コースにおける介護福祉士養成の授業科目の履修等により修得したものとすることができる。

（介護福祉士（国家試験受験資格）養成課程修了の認定）
第6条　介護福祉士国家試験受験の資格（課程修了の認定）は、学則第32条第4項に定めるところによる。

附　則（平成28年8月8日）
この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附　則（令和元年8月7日）
この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日に在学する者及び令和2年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については改正後の第1条及び第2条にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和2年9月2日）
この規程は、令和3年4月1日から施行する。ただし、令和3年3月31日に在学する者及び令和3年4月1日以降において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については改正後の第1条及び第2条にかかわらず、なお従前の例による。

介護福祉士国家試験受験資格に係る授業科目及び単位数（地域生活支援学科介護福祉コース　介護福祉士養成に関する規程第4条）

指定規則に定める教育内容		授業科目	単位数	時間数
領域	教育内容			
人間と社会	人間の尊厳と自立	人間の尊厳と自立	2	30
	人間関係とコミュニケーション	人間関係とコミュニケーションⅠ	2	30
		人間関係とコミュニケーションⅡ	2	30
	社会の理解	社会の理解Ⅰ	2	30
		社会の理解Ⅱ	2	30
	人間と社会に関する選択科目	レクリエーション活動援助法Ⅰ	1	30
		レクリエーション活動援助法Ⅱ	1	30
		介護総合講座	2	60
介護	介護の基本	介護の基本ⅠA	2	30
		介護の基本ⅠB	2	30
		介護の基本ⅡA	2	30
		介護の基本ⅡB	2	30
		介護の基本ⅢA	2	30
		介護の基本ⅢB	2	30
	コミュニケーション技術	コミュニケーション技術A	1	30
		コミュニケーション技術B	1	30
	生活支援技術	生活支援技術A	1	30
		生活支援技術B	2	60
		生活支援技術C	2	60
		生活支援技術D	2	60
		生活支援技術E	1	30
		生活支援技術F	1	30
		生活支援技術G	1	30
	介護過程	介護過程Ⅰ	1	30
		介護過程Ⅱ	1	30
		介護過程Ⅲ	2	60
		介護過程Ⅳ	1	30
	介護総合演習	介護総合演習Ⅰ	1	30
		介護総合演習Ⅱ	1	30
		介護総合演習Ⅲ	1	30
		介護総合演習Ⅳ	1	30
	介護実習	介護実習Ⅰ	6	256
		介護実習Ⅱ	4	200
こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみⅠ	2	30
		こころとからだのしくみⅡ	2	30
		こころとからだのしくみⅢ	2	30
		こころとからだのしくみⅣ	2	30
	発達と老化の理解	発達と老化の理解Ⅰ	2	30
		発達と老化の理解Ⅱ	2	30
	認知症の理解	認知症の理解Ⅰ	2	30
		認知症の理解Ⅱ	2	30
	障害の理解	障害の理解Ⅰ	2	30
		障害の理解Ⅱ	2	30
医療的ケア		医療的ケアⅠ	2	30
		医療的ケアⅡ	2	30
		医療的ケアⅢ	1	30
計			82	1,926

06 保育士資格取得について〈幼児保育学科〉

1. 保育士の資格を得ようとする者は、学則第30条によるほか、児童福祉法施行規則に規定する所要単位を修得しなければなりません。（学則第32条5項）
2. 上記規則に規定する修業科目及び単位数は次のとおりです。
3. 教養科目は、体育2単位、外国語2単位以上、外国語・体育以外の科目は6単位以上、あわせて10単位以上修得しなければなりません。



4. 専門教育科目については、次の表より修得しなければなりません。

必修科目	60単位以上
選択科目	9単位以上
合　　計	69単位以上

5. 保育士資格を修得できずに卒業した学生は、卒業後、科目等履修生として指定保育士養成施設で不足単位を修得すれば、資格取得が可能です。
（平成6年度卒業生より適用）

教養科目	●一般教育科目 ……10単位以上 体育・外国語以外（「あすなろう（大学生活のデザイン）」「あすなろう（大学生活のキャリア）」は、必修） ……6単位以上 外国語 ……2単位以上 体育（「健康スポーツ理論」・「健康スポーツ」）……2単位

系　列		告示による教科目	授業形態	単位数	本学開講科目	単位数 必修	選択	計
専門教育科目	保育の本質・目的に関する科目	保育原理	講義	2	保育原理	2		2
		教育原理	講義	2	教育総論	2		2
		子ども家庭福祉	講義	2	子ども家庭福祉	2		2
		社会福祉	講義	2	社会福祉	2		2
		子ども家庭支援論	講義	2	子ども家庭支援論	2		2
		社会的養護Ⅰ	講義	2	社会的養護Ⅰ	2		2
		保育者論	講義	2	教育・保育者論	2		2
	保育の対象の理解に関する科目	保育の心理学	講義	2	発達心理学	2		2
		子ども家庭支援の心理学	講義	2	子ども家庭支援の心理学	2		2
		子どもの理解と援助	演習	1	子ども理解と教育相談	2		2
		子どもの保健	講義	2	子どもの保健	2		2
		子どもの食と栄養	演習	2	子どもの食と栄養	2		2
	保育の内容・方法に関する科目	保育の計画と評価	講義	2	教育課程・方法論	2		2
		保育内容総論	演習	1	保育内容総論	2		2
		保育内容演習	演習	5	保育内容（健康）の理論と方法	2		2
					保育内容（人間関係）の理論と方法	2		2
					保育内容（環境）の理論と方法	2		2
					保育内容（言葉）の理論と方法	2		2
					保育内容（音楽表現）の理論と方法	2		2
		保育内容の理解と方法	演習	4	幼児と健康	1		1
					幼児と人間関係	1		1
					幼児と言葉	1		1
					幼児と音楽表現	1		1
					幼児と造形表現	1		1
		乳児保育Ⅰ	講義	2	乳児保育Ⅰ	2		2
		乳児保育Ⅱ	演習	1	乳児保育Ⅱ	1		1
		子どもの健康と安全	演習	1	子どもの健康と安全	1		1
		障害児保育	演習	2	特別な教育的ニーズの理解とその支援（障害児保育）	2		2
		社会的養護Ⅱ	演習	1	社会的養護Ⅱ	1		1
		子育て支援	演習	1	子育て支援	1		1
	保育実習	保育実習Ⅰ	実習	4	保育実習Ⅰ（保育所・施設）	4		4
		保育実習指導Ⅰ	演習	2	保育実習指導Ⅰ	2		2
	総合演習	保育実践演習	演習	2	保育・教職実践演習（幼）	2		2
	合　　計		51単位		合　　計	59	0	59
	保育の内容・方法に関する科目	各指定保育士養成施設において設定	演習		保育内容（造形表現）の理論と方法		2	2
			演習		保育内容（リズム表現）の理論と方法		2	2
			演習		子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅰ	1		1
			演習		子どもの表現のためのピアノ伴奏法Ⅱ		1	1
			演習		音楽の基礎		1	1
			演習		総合表現		1	1
			演習		発達障害児の支援		2	2
			演習		子育て支援の実践Ⅰ（こどもの遊び）		2	2
			演習		子育て支援の実践Ⅱ（保育カウンセリング）		2	2
	保育実習	保育実習Ⅱ又は保育実習Ⅲ	実習	2	保育実習Ⅱ（保育所）		2	2
					保育実習Ⅲ（施設）		2	2
		保育実習指導Ⅱ又は保育実習指導Ⅲ	演習	1	保育実習指導Ⅱ		1	1
					保育実習指導Ⅲ		1	1
	合　　計		9単位以上		合　　計	1	19	20

（6単位以上 選択必修）
（2単位以上 選択必修）
（1単位以上 選択必修）

07 社会福祉主事任用資格取得について

社会福祉主事任用の資格は、「社会福祉に関する指定科目」を3科目以上修得すれば、指定科目履修証明書を発行します。

●地域生活支援学科（食健康コース）

社会福祉に関する指定科目	開講科目	単位	備考
社会学	社会学	2	1科目以上修得
心理学	心理学入門	2	
公衆衛生学	公衆衛生学	2	
栄養学	栄養指導論Ⅰ	2	
	栄養指導論Ⅱ	2	

●地域生活支援学科（介護福祉コース）

社会福祉に関する指定科目	開講科目	単位	備考
身体障害者福祉論	社会の理解Ⅰ	2	
老人福祉論	社会の理解Ⅱ	2	
心理学	発達と老化の理解Ⅰ	2	
	心理学入門	2	
社会学	社会学	2	

●地域生活支援学科（多文化コース）

社会福祉に関する指定科目	開講科目	単位	備考
社会学	社会学	2	
身体障害者福祉論	社会の理解Ⅰ	2	
老人福祉論	社会の理解Ⅱ	2	
心理学	発達と老化の理解Ⅰ	2	1科目以上修得
	心理学入門	2	

●幼児保育学科

社会福祉に関する指定科目	開講科目	単位	備考
社会福祉概論	社会福祉	2	
児童福祉論	子ども家庭福祉	2	
保育理論	保育原理	2	
社会学	社会学	2	
心理学	心理学入門	2	

08 レクリエーション・インストラクター資格取得について

レクリエーション・インストラクター（財団法人日本レクリエーション協会公認指導者）の資格を得ようとする者は、学則第30条によるほか、下記の科目を修得しなければなりません。

●地域生活支援学科

協会認定科目	種別	単位数	本学開講科目	種別	単位数
レクリエーション理論	講義	2	レクリエーション概論	講義	2
レクリエーション実技	実技	2	レクリエーション活動援助法Ⅰ	演習	1
			健康スポーツ	実技	1
現場実習	実習	1	レクリエーション実習	実習	1
計		5	計		5

●幼児保育学科

協会認定科目	種別	単位数	本学開講科目	種別	単位数
レクリエーション理論	講義	2	レクリエーション概論	講義	2
レクリエーション実技	実技	2	レクリエーション演習	演習	1
			健康スポーツ	実技	1
現場実習	実習	1	レクリエーション実習	実習	1
計		5	計		5

09 プレゼンテーション実務士の資格取得について
<地域生活支援学科多文化コース>

一般財団法人　全国大学実務教育協会認定の資格です。

自分の伝えたい事を具体的に分かりやすく説明し、相手に正しく理解してもらうコミュニケーション能力、およびその目的のために情報ツールを活用する能力の養成を教育の目的としています。

プレゼンテーション実務士（一般財団法人 全国大学実務教育協会）の資格を得ようとする者は、本学の卒業要件を満たした上で、下記の科目を修得しなければなりません。

※資格認定証の協会申請費用　：　5,500円

資格認定規程				本学授業科目			
領域･資格到達目標の区分		開発能力	備考	科 目 名	必修	選択	備考
領域1	プレゼンテーションに必要な基礎能力や社会と自分を知る力を備え、実践学修ができる基礎能力を修得している。	･プレゼンテーションの基礎能力 ･社会と自分を知る力	選択科目から10単位以上修得	プレゼンテーション概論	2		選択科目から7単位以上修得
				プレゼンテーション演習	1		
				応用プレゼンテーション演習	1		
	2単位以上必修			4単位修得			
領域2	幅広いプレゼンテーション実務に対応する専門的知識･スキルを修得し、それを活用する力を備えている。	･プレゼンテーションの理解 ･プレゼンテーション実務の専門的知識･スキル ･プレゼンテーションの実務実践		情報リテラシーⅠ(実習を含む)	2		
				情報リテラシーⅡ	1		
				社会とデータサイエンス演習		1	
				あすなろう（大学生活のデザイン）*		1	
				あすなろう（大学生活のキャリア）*		1	
	2単位以上必修			3単位修得			
領域3	学びの基礎能力や、プレゼンテーションの実務学修活動を通して、総合的な実践力と学びの継続力の重要性を理解している。	･総合的実践力 ･実践活動における学びの継続力		ホスピタリティ心理学		2	
				おもてなし演習 *		1	
				観光概論		2	
				ホテルビジネス論		2	
				観光ビジネス論	2		
				多文化ゼミナールⅢ *		1	
	2単位以上必修			2単位修得			
16単位以上修得							

*科目は地域生活支援学科多文化コース卒業必修。

10 (国内)旅程管理主任者の資格取得について
<地域生活支援学科多文化コース>

旅行会社が企画するツアーに添乗員として同行する時に必要になるのが旅程管理主任者(ツアーコンダクター)の資格です。ツアー旅行は、基本的にツアーコンダクター1人で添乗業務を行うことが多く、その場合はこの旅程管理主任者という資格取得者でなければ、添乗業務が行えないようになっています。添乗員として働きたい場合は、必須の資格と言えます。

国内の旅行のみ添乗できる「国内旅程管理主任者」を取得するための本コース専門科目(「旅行業務」：旅行業法令と約款や添乗業務と同サービスの基本などの授業)を履修します。また、最後に添乗業務の実務を学ぶための2日間程度の専門講師による旅程管理(登録)研修を受講(集中講義)します。受講最終日にはテストがあり、もしテストに不合格となった場合は再受講が必要となります。しかし、研修内容を理解しているかどうか確認の意味で行われるテストのため、しっかり学習していれば合格は難しくないレベルの試験です。また、最後に実際の添乗実務経験を1回以上こなし、プロの添乗員のもとで指導を受けなければなりません。

(※別途、当該資格取得に必要な登録研修受講のための費用(約20,000円)が必要です。)

11 幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級取得について〈幼児保育学科〉

幼稚園・保育園のためのリトミック指導資格2級（特定非営利活動法人リトミック研究センター）の資格を得ようとする者は、学則第30条によるほか、下記の科目を取得しなければなりません。

授業科目	単位数	備　　考
リトミック	1	リトミック指導資格2級の単独必修科目
計	1	

12 子ども発達支援士（基礎）の資格取得について〈幼児保育学科〉

「子ども発達支援士（基礎）」（大学コンソーシアム佐賀認定）の資格を得ようとする者は、保育士資格や幼稚園教諭免許取得に必要な単位に加えて、下記の科目を修得しなければなりません。

本学開講科目	種別	単位数
子どもの支援Ⅰ（基礎・実習）	講義・実習	2

13 准学校心理士の資格取得について〈幼児保育学科〉

准学校心理士（学校心理士認定運営機構）の資格を取得しようとするものは、幼稚園教諭免許または保育士資格を取得（取得見込みを含む）し、下記の科目を修得しなければなりません。

機構認定科目	本学開講科目	種別	単位数
教育心理学	子ども理解と教育相談	演習	2
発達心理学	発達心理学	講義	2
教育相談	子ども家庭支援の心理学	講義	2
特別支援	特別な教育的ニーズの理解とその支援（障害児保育）	演習	2

14 介護予防支援員の資格取得について
<地域生活支援学科介護福祉コース>

「介護予防支援員」(本学認定)の資格を得ようとするものは、下記の科目を取得しなければなりません。

授業科目	単位数	時間数	授業内容		
介護予防支援学	2	30	1	介護予防論	介護予防の必要性とその社会的意義
			2	認知症の予防	認知症の予防のための対応方法　その1
			3		認知症の予防のための対応方法　その2
			4	音楽療法	音楽療法による介護予防　その1
			5		音楽療法による介護予防　その2
			6	失禁予防	失禁予防トレーニングの実際
			7		
			8	口腔ケア	口腔ケアの基礎知識
			9		口腔ケアの基礎知識アセスメント
			10		口腔ケアの実際その1
			11		口腔ケアの実際その2
			12	筋力向上トレーニング	虚弱高齢者の理解と筋力向上トレーニングの必要性 高齢者筋力向上トレーニングの実際　その1
			13		
			14		高齢者筋力向上トレーニングの実際　その2
			15		転倒予防トレーニングの実際　その1
					転倒予防トレーニングの実際　その2
レクリエーション活動援助法Ⅰ･Ⅱ	2	60	地域高齢者に対するレクリエーションの実践		
認知症の理解	4	60	認知症の知識と認知症高齢者への対応方法		
生活支援技術	10	300	自立をめざした介護の知識と技術･方法		
介護実習Ⅰ･Ⅱ	10	456	多くの形態の介護現場での実習と介護過程の展開		